

第4編 水防計画

第1章 総 則

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第33条に基づき、洪水による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減する目的をもって、市内各河川、ため池に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送及び樋門（管）、井堰の操作、水防のための活動並びに水防に必要な器具資材及び設備と運用についての実施の大綱を示したものである。

第2章 水防の責任

第1 市の水防責任

市は、水防法の定めるところに従い、水防組織を整備し、水防活動を行い、水防施設、器具資材を整備し、水防に関する行為を十分に果たさなければならない（水防法第3条）。

第2 一般住民の責任

住民は、常に気象、河川水位、危険箇所の状況等に注意し、水害が予想される事態を発見したときは、水防管理者、消防署（団）、樋門（管）扉等管理者、ため池管理者、その他関係する機関へ速やかに通報するとともに水防に協力するよう努めなければならない。

第3章 水防活動に従事する者の安全確保

洪水等において、消防団その他水防活動に従事する者自身の安全確保に留意して、水防活動を実施するものとする。

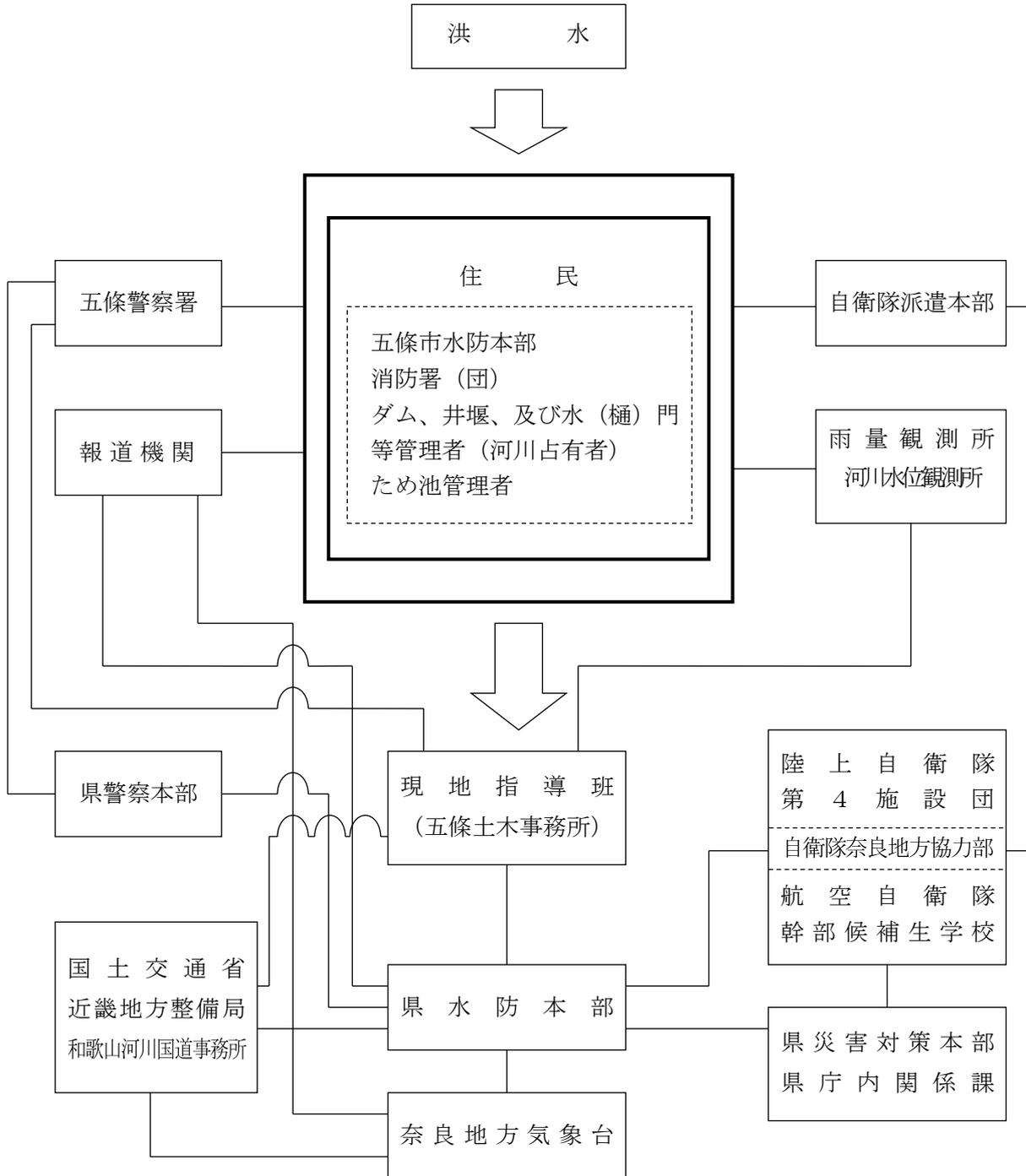
避難誘導や水防作業の際も、消防団員等自身の安全は確保しなければならない。

第4章 水防体制

第1 市の水防体制

本市の水防体制は、次図のとおりである。

水防体制図



1 水防本部の設置

水防管理者は、水害・土砂災害等編第2章第7節「災害情報の収集・伝達計画」の気象状況の通知を受けたとき、又は洪水による被害が予想され水防活動の必要があると認めたときから、

その危険が解消するまでの間、水防本部（市役所庁舎内を基準）を設置し、水防事務を処理するものとする。ただし、災害対策本部が設置された場合は、同本部に包括される。

2 通信連絡手段の確保

水防本部を設置した場合、危機統括室は無線を開局するとともに水防本部用の非常電源を確保するものとする。

3 水防本部機構及び水防事務分担

水防本部の組織、事務分担については、水害・土砂災害等編第2章第5節「組織計画」に準ずるものとする。

4 水防本部長への速報

水防本部機構の各機関は、次の事項について水防本部長に速報するものとする。

- (1) 通報（指定）水位に達したときより、この水位を下るまでの間、各時間毎
- (2) 巡視連絡員を配置したとき。
- (3) 堤防が決壊したとき。
- (4) 区域内住民に水害の危険が切迫したとき。
- (5) 水防作業を開始したとき。
- (6) 道路橋梁、家屋等の流失、倒壊、決壊が生じたとき。
- (7) 死傷者が生じたとき。
- (8) 水防作業を終了したとき。
- (9) その他必要と認める事項が生じたとき。

第2 水防活動区域の種類

水防活動区域とは、洪水が地形条件により公益上に及ぼす影響の大きい区域のことであるが、その概要は次のとおりである。

1 重要水防区域

- (1) 国土交通大臣管理河川重要水防箇所

洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所（「重要水防箇所」）については、「重要水防箇所評定基準」に基づいて次のとおり区分されている。

- A 水防上最も重要な区間
- B 水防上重要な区間
- 要注意区間

- (2) 県管理河川重要水防箇所

洪水が地形条件等により公益上に及ぼす影響の特に大きい区分を要水防箇所とし、「危険度判定基準表」に基づいて次のとおり区分されている。

- A 特に重要な水防箇所
- B 重要水防箇所

- (3) 重要水防区域の現況

市域における重要水防箇所の現況は、資料6-1に掲げるとおりである。

2 水防上重要な影響を及ぼす橋梁

市域における水防上重要な影響を及ぼす橋梁は、資料6-2に掲げるとおりである。

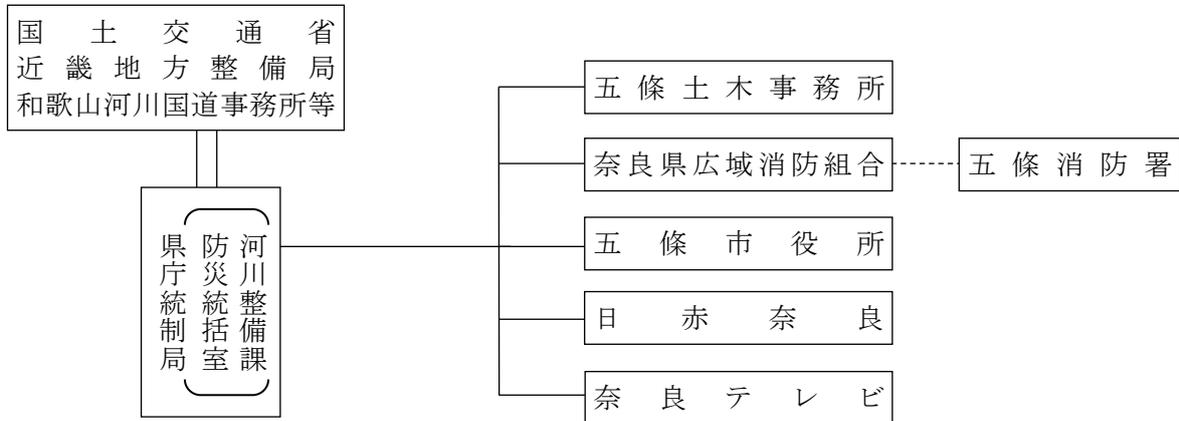
第3 水防情報連絡系統

市は、水防にかかわる情報を迅速かつ正確に収集・伝達しなければならない。

1 県防災行政通信ネットワークシステム

(1) 通信系統

奈良県防災行政通信ネットワークシステム系統図



- (注) 1 県防災行政通信ネットワークシステムの統制局、支部局（五條土木事務所）には録音、ファクシミリ、音声の各一斉指令のできる設備を有する。
 2 支部局、端末局には同指令を受信できる設備を有する。
 3 県～国土交通省間には専用電話・ファクシミリ設備を有する。

(2) 県防災行政通信ネットワークシステム等連絡先

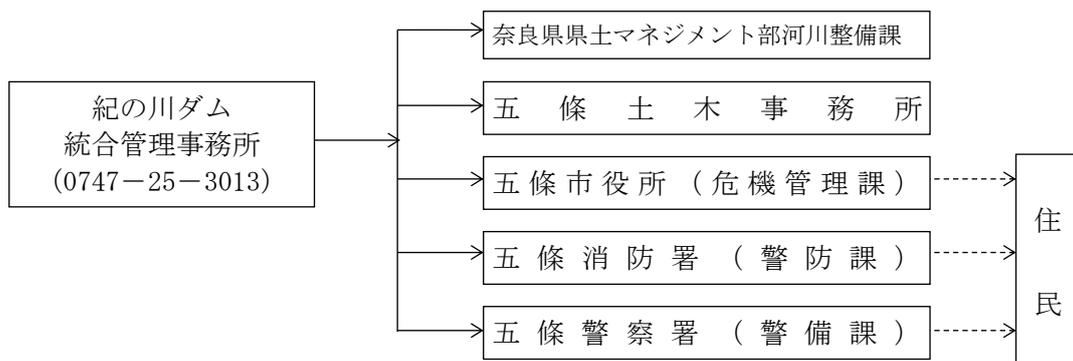
機 関 名	電 話 番 号 (ネットワークシステム)	電 話 番 号 (NTT)	F A X 番 号 (NTT)
県河川整備課	9025 (F A X 9220)	[0742-27-7504] 夜間 [0742-27-7006]	0742-22-1399

2 市役所関係者への連絡

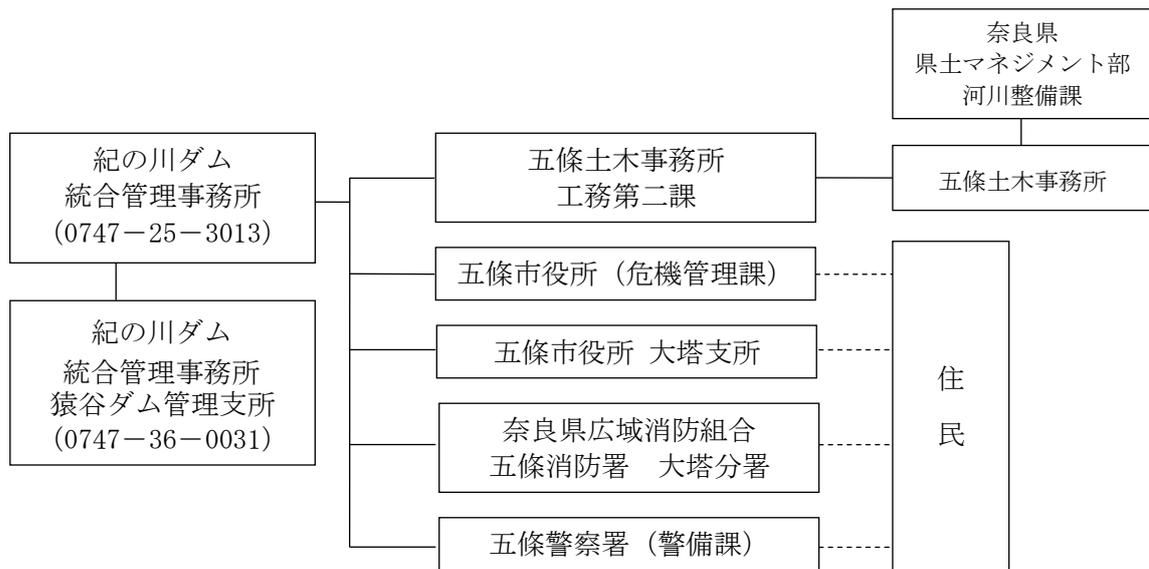
水害・土砂災害等編第2章第7節「災害情報の収集・伝達計画」の伝達系統による。

第4 ダム放流連絡系統

1 大滝ダム（ダム放流連絡系統）



2 猿谷ダム（ダム放流連絡系統）



3 ダム放流信号

ダム放流による信号（サイレン）は、次のとおりとする。

サイレン信号	備考
60秒 60秒 60秒 ○— 休止○— 休止○— 休止○ 20秒 20秒 20秒	ダム放流に伴い河川が増水するおそれがある場合、河川の入川者（釣人等）に注意を喚起し、避難させる。

4 河川法第48条による通報（通知）

河川法第48条による危害防止のための通知

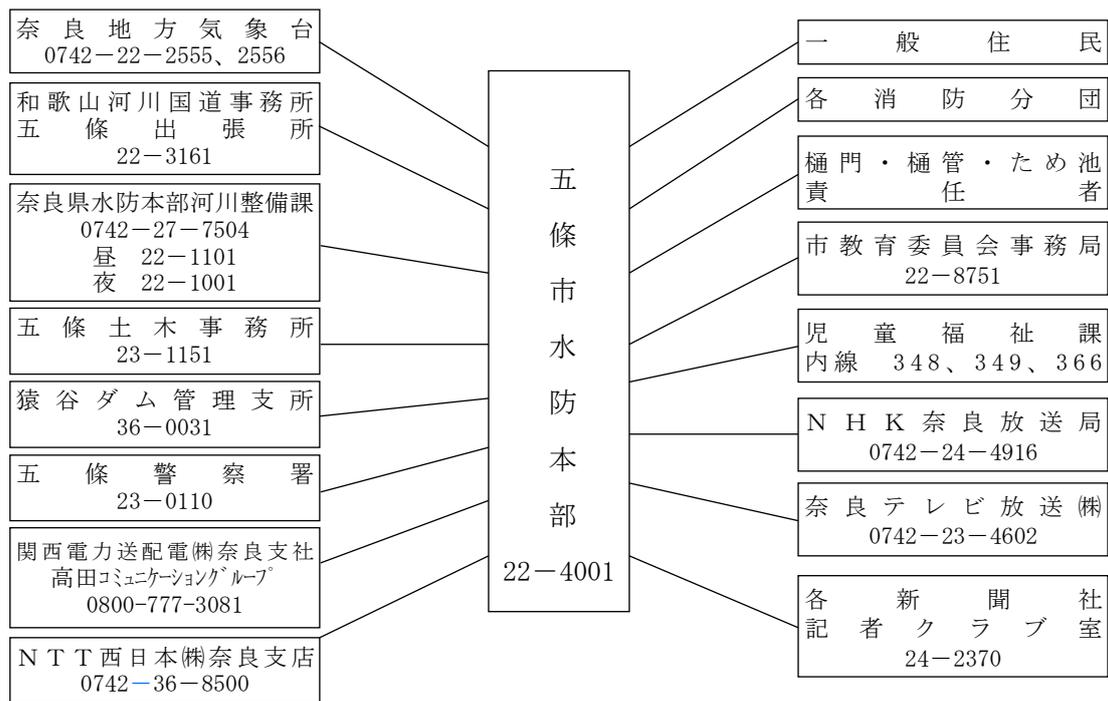
- (1) 放流開始の通知
- (2) 最大放流量変更の通知
- (3) 放流量増加の通知

第5 水位及び雨量観測所の設置状況

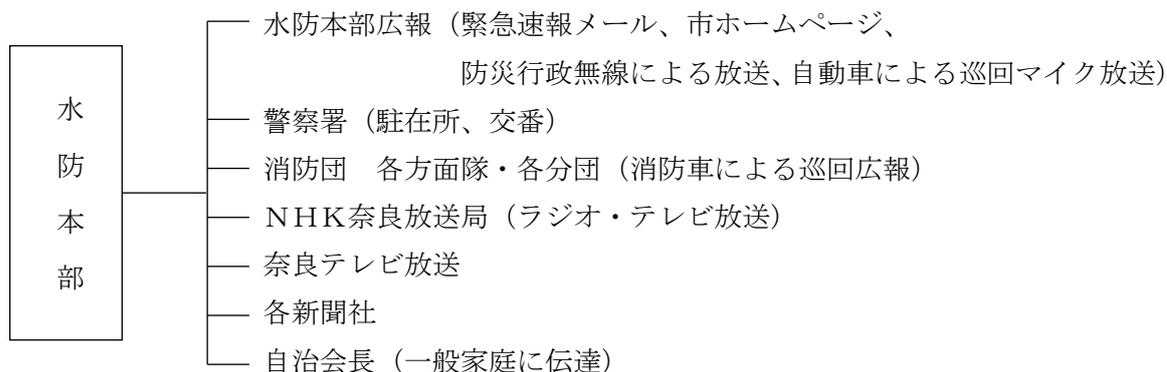
水位観測所及び雨量観測所の設置状況については、資料2-2に掲げるとおりである。

第6 関係機関等への周知

水防管理者は、状況に応じて必要と思われるその他の情報についても、次の情報連絡広報網により管内に周知を図る。



第7 危険区域の一般住民に対する周知方法



- 1 危険区域に対し、防災行政無線による放送及び市広報車等による巡回マイク放送をもって周知する。
- 2 消防団連絡網により連絡し、各分団長が団員を通じ一般家庭に対し巡回マイク放送をもって周知する。
- 3 警察署及び各駐在所を通じ一般家庭へ伝達する。
- 4 水防本部より自治会長等に電話等をもって連絡し、自治会長等が一般家庭に伝達する。

第5章 気象状況とその措置

第1 措置

水防管理者は、奈良県水防本部から次表の注意報、警報及び情報の通知を受けたとき、住民、消防署（団）並びに井堰及び水（樋）門扉等管理者、ため池管理者に伝達しなければならない。

注意報、警報、情報の種類

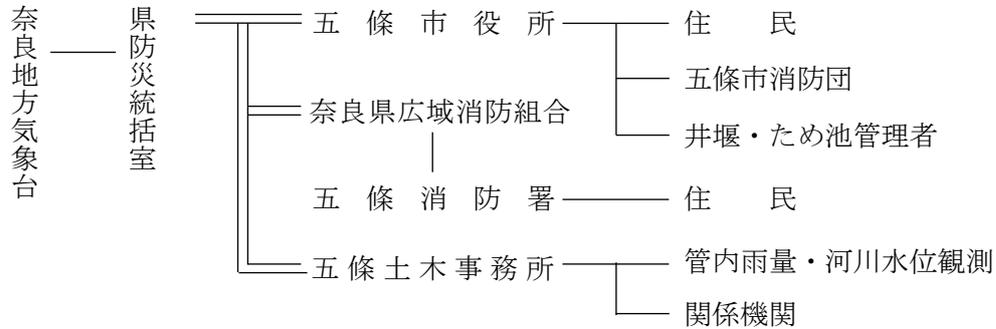
	大 雨	洪 水	台 風
注 意 報	○	○	
警 報	○	○	
情 報	○		○

このほか、数十年に一度の規模の大規模災害が発生する可能性がある場合、「特別警報」が発表される。

「特別警報」の発表基準は「雨を要因とする特別警報の基準」、「台風等を要因とする特別警報の基準」の2種類がある。

それぞれの基準は、水害・土砂災害等編第2章第7節「災害情報の収集・伝達計画」4 特別警報のとおりである。

第2 気象状況伝達系統（五條系抜粋）



====は、県防災行政通信ネットワークシステム

第6章 水防配備と出動

第1 水防配備

水防勤務活動の完遂を期するため、次の要領により配備を行う。

- 1 水防上警戒が必要なときは、水害・土砂災害等編第2章第6節「動員計画」に準じて配備体制をとる。
- 2 水防本部に配属された職員は、常に気象状況の変化に注意し、水防警報の発表が予測されるときは、自主的にその勤務につかなければならない。
- 3 水防警報等の発表が予想されるときは、できる限り外出はさけて待機するよう努めるほか、やむなく外出するときは、その連絡方法を係員に通知しなければならない。
- 4 水防配備勤務者は、交替者と引継を完了するまでは、その勤務場所を離れてはならない。
- 5 その他の交替者は、あらかじめ自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防業務に支障を来たさないようにしなければならない。
- 6 平常勤務から水防配備体制への切換えを確実迅速に行うとともに、勤務員をして適当に交替休養させて、長期間にわたる水防勤務活動の完遂を期さなければならない。

第2 巡視及び警戒

1 巡視

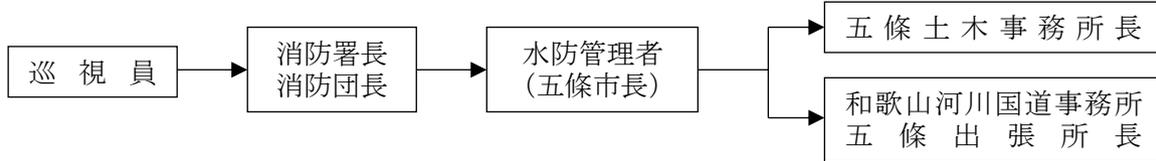
水防管理者は、水防法第9条に基づき、平時に2kmごとに1人の基準で巡視員（消防職員・消防団員等）を設け、随時区域内を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川堤防等の管理者に連絡するものとする。

2 警戒

- (1) 水防管理者は、水防団待機水位（通報水位）に達したとき、又は状況に応じて堤防、ため池、樋門等にも巡視連絡員を置き、異常を発見した場合は、直ちに五條土木事務所長、また国土交通大臣の管理区間であれば国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所五條出張所長に報告するとともに、水防作業を開始する。
- (2) 水防管理者は、水防法第22条に基づき、水防のため必要があると認めるときは、五條警察署長に対して警察官又は警察職員の出動を求めることができる。
- (3) 水防管理者は、水防関係要員のみで、防衛困難なときは、次の基準によりその区域内に居住するものを水防に従事させることができる。
 - ア 年齢18歳以上、50歳以下の身体強健な者
 - イ 当該河川及びため池付近居住者各戸1名

第7章 水位の通報

巡視員は、出水のおそれがあるときは、水位の変動に注意し、次の各項に該当する場合は消防署長・消防団長に、消防署長・消防団長は水防管理者に、水防管理者は五條土木事務所長及び国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所五條出張所長に通報するものとする。



第1 報告とその間隔

- 1 水防本部設置時の水位から解散時までの毎正時
- 2 水防団待機水位（通報水位）に達したとき
- 3 はん濫注意水位（警戒水位）に達したとき
- 4 避難判断水位（特別警戒水位）に達したとき
- 5 避難判断水位（特別警戒水位）を下ったとき
- 6 はん濫注意水位（警戒水位）を下ったとき
- 7 水防団待機水位（通報水位）を下ったとき

第2 報告様式

水位の報告は、観測場所、日時、水位、増減の傾向、見込等を電話、県防災行政通信ネットワークシステム又は電報にて報告する。

電報による場合は、水位電文による。

第3 通報（指定）水位及び警戒水位

河川名	量水標の所在地	対象量水標の設置者	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
紀の川水系 吉野川	五條市小島町 (栄山寺)	奈良県知事	2.90m	6.20m	8.10m	8.80m
紀の川	五條市新町 (新町)	国土交通大臣	5.00m	7.50m	7.80m	8.10m
丹生川	五條市西吉野町 (城戸)	奈良県知事	2.50m	3.90m	4.30m	5.50m

第4 情報交換の徹底

- 1 水防管理者は、五條・吉野土木事務所長と相互連絡を密にし、必要な降雨、水位状況の情報交換に努めなければならない。
- 2 水防管理者は、五條土木事務所長からの降雨、水位状況等について、必要のある情報を住民、消防団、井堰・ため池管理者及びその他関係機関に対し通知しなければならない。
- 3 住民において、異常に強い降雨、著しい水位の増加が見られた場合、住民は速やかに水防管理団体等水防機関に対し通報しなければならない。

第8章 水防警報とその措置

第1 奈良県知事が発する水防警報の基準

1 水防警報の基準

段 階	警報の種類	内 容 及 び 時 期
第1段階	待 機	水防機関の出動のための待機を目的とするもので、気象予報の内容、又は上流の降雨状況により行う。
第2段階	準 備	水防資機材の点検、樋門等の開閉準備、巡視の強化及び水防機関の出動準備等に対するもので、水防団待機水位（通報水位）を超えたとき、又は、重大な水防事態の発生が予想されるときに出す。
第3段階	出 動	水防機関の出動の必要を警告して行うもので、はん濫注意水位（警戒水位）を超えたときを基準とし、かつ事態が切迫したときに出す。
第4段階	解 除	水防活動終了の通知
適 宜	水 位	上流の雨量、水位、流量より水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等、水防活動上必要なる水位状況を通知する。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は上記に準じて水防警報を発表する。		

（ただし、待機、準備の2段階は省略することができる。）

2 措 置

水防管理者は、五條土木事務所長から水防警報の通知を受けたときは、住民、消防団、井堰・ため池管理者に通知しなければならない。

また、状況に応じて、水防活動上必要と思われる情報を管内に周知させなければならない。

第2 国土交通大臣が発する水防警報

1 対象河川

国土交通大臣が水防警報を発する河川は紀の川で、発表に際しては区間を指定して行われる。

2 水防警報の発表基準

段 階	警報の種類	内 容
第1段階	待 機	水防団員の足留め
第2段階	準 備	水防資機材の点検、水閘門等の開閉準備、水防要員召集準備、巡視幹部の出動
第3段階	出 動	水防団員の出動の必要を警告
第4段階	解 除	水防活動終了の通知
適 時	水 防 情 報	水位等の状況を通知する必要があるとき
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

（注） 観測施設の故障、損壊等によって、水防警報を発表できないときは、理由を付して関係機関に通知する。

3 水防警報の発表時期

警備 及び情報の種類	河川名	紀の川
	対象量水標名	五 條
水 防 警 報	待 機	はん濫注意水位に達する約4時間前
	準 備	はん濫注意水位に達する約3時間前
	出 動	はん濫注意水位に達する約2時間前
	解 除	水位がはん濫注意水位以下になり水防作業を必要としなくなったとき。
	水 位	適宜

(注) 警報のうち「待機」と「準備」については省略することがある。

4 措 置

奈良県水防本部長より、水防警報の通知を受けた水防管理者は、住民、消防団並びに樋門操作員及び井堰・ため池管理者に通知しなければならない。

第3 河川の指定

水防法第16条第4項の規定に基づき、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認められる河川は、次のとおりである。

1 国土交通大臣が指定する河川（五條区間）

河川名	区 域	対 象 量水標	水 位	関係土木 事 務 所
吉野川 (紀の川)	左岸	五 條	水防団待機水位 5.00m	五 條
	右岸		はん濫注意水位 7.50m 避難判断水位 7.80m はん濫危険水位 8.10m	

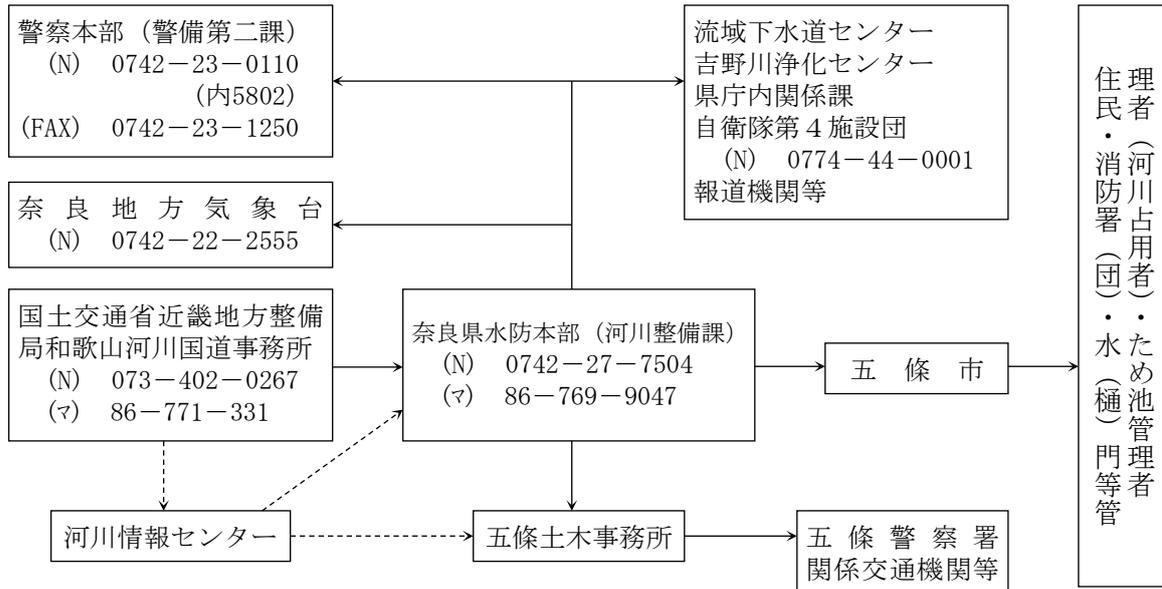
2 奈良県知事の指定する河川（五條区間）

河川名	区 域	対 象 量水標	水 位	関係土木 事 務 所
吉野川 (紀の川)	左岸	栄山寺	水防団待機水位 2.90m	五 條
	右岸		はん濫注意水位 6.20m 避難判断水位 8.10m はん濫危険水位 8.80m	

丹生川	左岸	五條市西吉野町十日市	城戸	水防団待機水位	五 條
	右岸	” ” ” }		はん濫注意水位	
		五條市西吉野町と下市町との境界か	3.90m		
		ら紀の川合流点まで	避難判断水位		
			4.30m		
			はん濫危険水位		
			5.50m		

第4 水防警報の通知

1 国土交通大臣（紀の川）

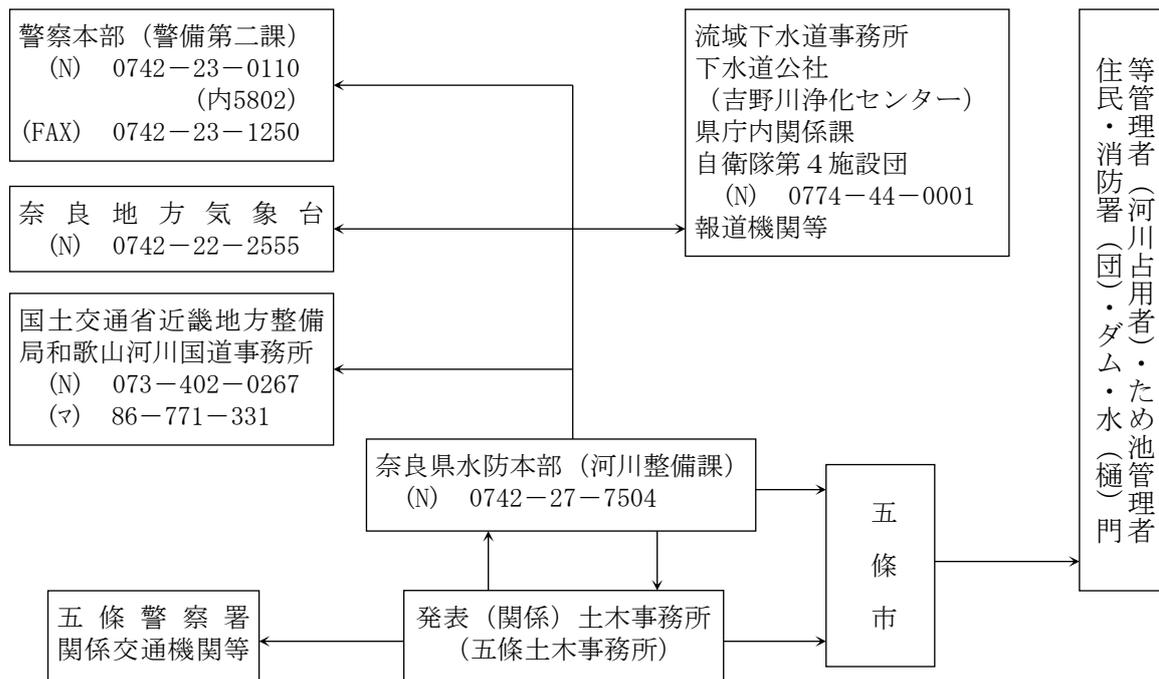


(N)はNTT電話、(マ)はマイクロ無線、-----は補助通知系統

* 県水防本部から土木事務所・水防管理団体への情報伝達は、県防災行政通信ネットワークシステムの「一斉通信」により行う。

水 防 警 報 指 定 河 川	一 斉 指 令 種 別
紀 の 川	紀 の 川 大 臣

2 知事（紀の川）



県防災行政通信ネットワークシステムによる一斉通信の方法（県水防本部から伝達する場合）

水防警報指定河川	一斉指令種別
吉野川（紀の川）	紀の川知事

第5 指定河川洪水予報（洪水予報河川）

知事は、国土交通大臣が指定した河川（洪水予報河川）について洪水予報の通知を受けたときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

1 発表する情報の種類、発表基準

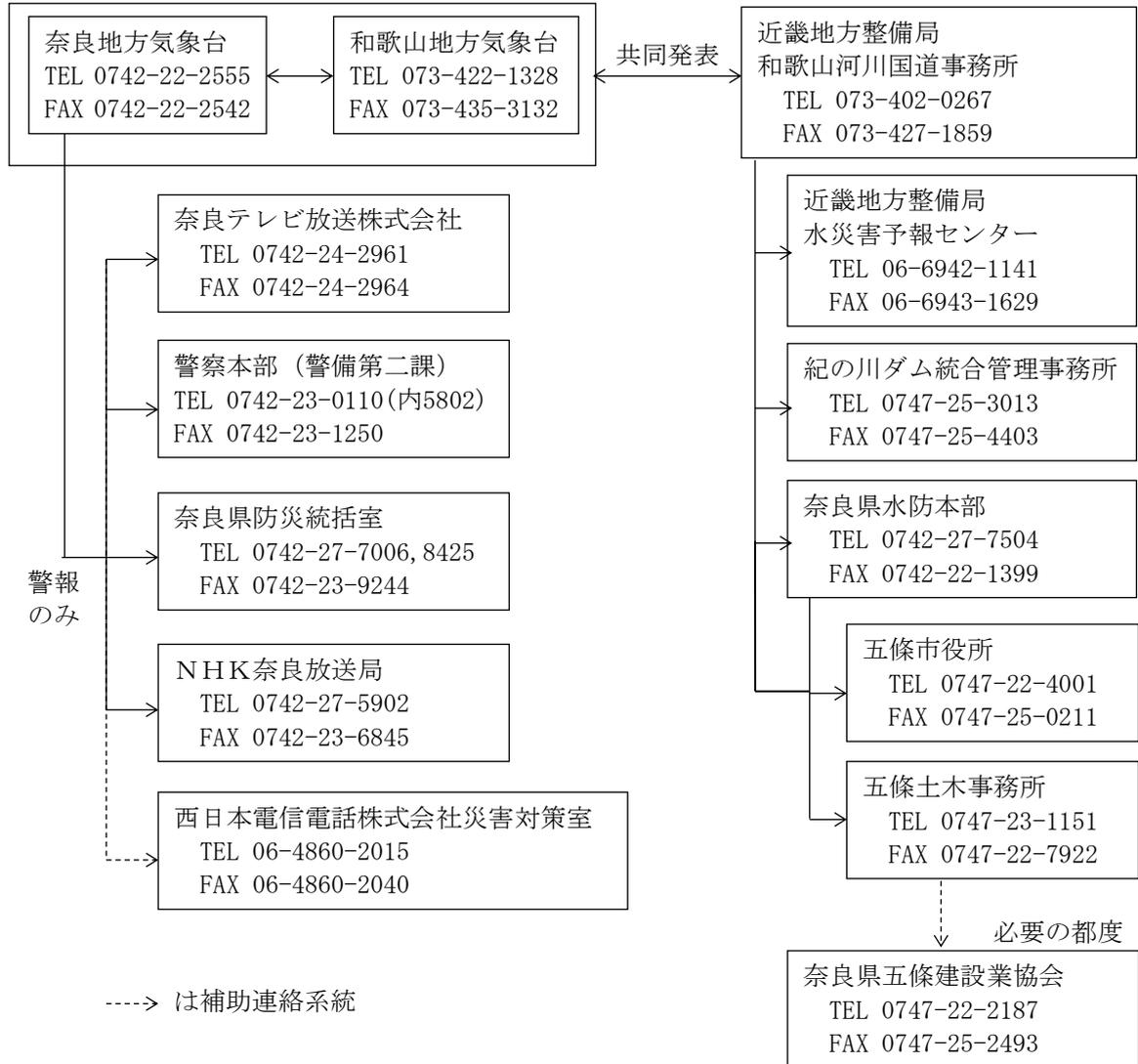
種類	発表基準
はん濫注意情報 （洪水注意報）	基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
はん濫警戒情報 （洪水警報）	基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
はん濫危険情報 （洪水警報）	基準地点の水位がはん濫危険水位（危険水位）に到達したとき
はん濫発生情報 （洪水警報）	はん濫が発生したとき

2 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報（紀の川）

(1) 洪水予報実施区域

河川	区 域	
紀の川	幹川	野原東4丁目266番先から和歌山県境まで（左岸） 小島町550番1から和歌山県界まで（右岸）

(2) 連絡系統図（五條市関連）



第9章 井堰、ため池、樋門（管）等の操作

井堰・ため池・樋門（管）の管理者は、あらかじめその操作責任者及び監視員並びに連絡員等を定め、平時から工作物の点検をし、出水時の操作及び不意の増水に対して支障のないようにするとともに、気象状況の通知を受けた場合、又は河川が通報（指定）水位に達した場合は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行うとともに、直ちに水防管理者及び河川管理者に通知し、相互に密接な連絡をとり適切な措置を講じなければならない。

第10章 急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区及び土石流危険溪流

水防管理者は、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区及び土石流危険溪流において、災害を受けるおそれのある住民に対し周知させるとともに、災害発生時における住民の避難方法などをあらかじめ指導しておくものとする。

第 1 1 章 水防用設備・資材・器具

第 1 器具資材の確保と補充

- 1 水防管理者は、水防資材確保のため、水防資材取扱業者の手持資材量を調査しておき緊急時の補給に備えるとともに、資材器具の使用、又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておかなければならない。
- 2 消防団各方面隊・各分団において、状況の急変等により水防本部に要請するいとまがないときは、各方面隊長・各分団長は、当該地域の業者等により調達するものとする。その場合はその旨を水防本部長あて報告するものとする。

第 2 情報手段の確保等

水防管理団体は、停電時の情報確保のため、ラジオ等を備えるとともに、消防無線、その他通信機に関しては、常に適正な運用が行えるよう運用体制及び機器の管理に努めなければならない。

第 3 雨量計及び量水標

1 雨量計

水防管理者は区域内の適当な場所に雨量計を設け、常に降雨状況を把握するよう努める。

2 量水標

- (1) 水防管理者は、必要に応じて区域内の適当な場所に量水標を設置するものとする。
- (2) 設置場所は、夜間あるいは相当な水位にして上昇しても観測可能で観測所から速報が可能な場所を選ぶものとする。
- (3) 水防団待機水位（通報水位）、はん濫注意水位（警戒水位）及び避難判断水位（特別警戒水位）は、横に黒線で示し、水防団待機水位（通報水位）からはん濫注意水位（警戒水位）までは無着色、はん濫注意水位（警戒水位）から避難判断水位（特別警戒水位）までは黄色、避難判断水位（特別警戒水位）からは赤色とし、夜光塗料を塗布する。
- (4) 水防管理団体は、停電時の情報確保のため、ラジオ等を備えるとともに、防災行政無線その他通信機については常に適正な運用が行えるよう、運営体制及び危機の管理に努める。

第12章 輸 送

水防に要する輸送については、保有車両のほか必要に応じて緊急補給できるようあらかじめ輸送業者と協定しておき、必要資材、作業要員、又は避難住民の運搬輸送に当たるものとする。

給水については、給水車を活用し、これに当たるものとする。ただし、災害の状況により必要が生じた場合は、水防本部長の指示により水害・土砂災害等編第2章第21節「緊急輸送計画」に準じて、配備活動するものとする。

第13章 水防信号

水防に用いる信号は、次のとおりである。

		警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号	備 考	
第1信号	水防機関 準備	○ ○ ○ 休止 休止 休止	約5秒 ○— 休止 約15秒	約5秒 ○—休止 約15秒	水防団待機水位（通報水位）を超え、なお上昇のおそれがあり、巡視を強化し、資機材及び水樋門の開閉等の準備を行うことを知らせるもの
第2信号	水防機関 出 動	○—○—○ ○—○—○	約5秒 ○— 休止 約6秒	約5秒 ○—休止 約6秒	水防団員及び消防機関に属する者が直ちに出勤すべきことを知らせるもの
第3信号	居 住 者 出 動	○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 ○— 休止 約5秒	約10秒 ○—休止 約5秒	当該水防管理団体の区域内に居住する者の出勤協力を知らせるもの
第4信号	居 住 者 避 難	乱 打	約1分 ○— 休止 約5秒	約1分 ○—休止 約5秒	必要と認められる区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
備考					
<ol style="list-style-type: none"> 1 信号は適宜の時間、継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。 3 危険が去った時は、口頭伝達等により周知すること。 4 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発する。 					

第14章 決壊の通報並びに決壊後の処置

水防法第25条、第26条に基づき、堤防、その他の施設が決壊したときは、水防管理者又は消防長は、直ちにその旨を五條土木事務所、また国土交通大臣の管理区間であれば国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所五條出張所及び氾濫する方面の隣接水防管理団体等に通報しなければならない。

また、決壊後といえども、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。

第15章 避難のための立退き

第1 立退きの指示等

- 1 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条により水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、水防信号、広報網、通信、その他の方法によって避難のための立退きを指示することができる。
- 2 避難者の誘導は、警察官、消防職員・団員及び市職員が行うものとするが、自治会においても責任者及び誘導員をあらかじめ定めておく。
- 3 立退きの指示する場合において、水防管理者は、五條警察署長にその旨を通知しなければならない。

第2 避難計画の作成等

水防管理者は、あらかじめ避難計画を作成し、指定避難所、経路、収容人員、その他必要事項を定めておくとともに危険区域との位置関係についても確認しておく。

なお、指定避難所は、資料8-2に掲載のとおりである。

第16章 費用負担と公用負担

第1 費用負担

- 1 水防に要する費用は、水防法第41条により五條市が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は、水防法第23条第3項により応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。
- 2 五條市の水防によって、当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受ける場合は、水防法第42条第1項により利益を受ける市町村が当該水防に要する費用の一部を負担する。

第2 公用負担

1 公用負担の権限委任証明書

水防法第28条により公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、消防署長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、次の証明書を携行し、必要ある場合には、これを提示しなければならない。

五條市長	年 月 日	右の者に、五條市の区域における水防法第二十八条第一項の権限行使を委任したることを証明する。	身分 氏名	第 号 公用負担の権限委任証
⑤				

2 公用負担の証票

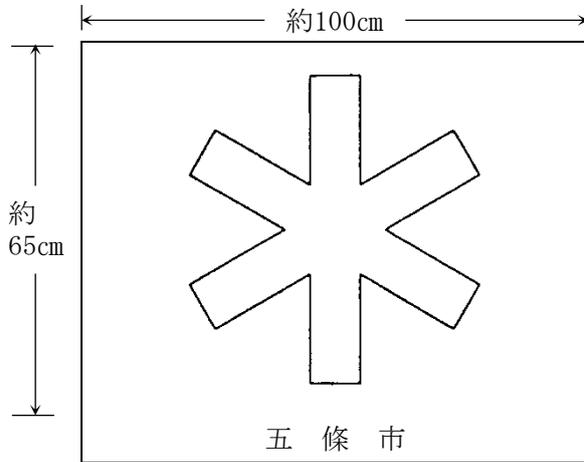
水防法第28条の規定により、公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成して、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡さなければならない。

命令者氏名 年 月 日 ④		物件	公用負担命令票 氏名 住所 殿
		数量	
		負担内容 (使用・収用処分等)	
		期間	
		摘要	

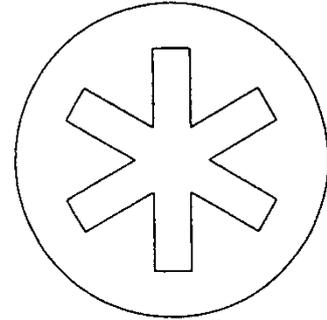
第17章 優先通行の標識と身分証明書

第1 優先通行標識

水防法第18条による優先通行標識は、次のとおりである。



標旗（昼間）



標灯（夜間）

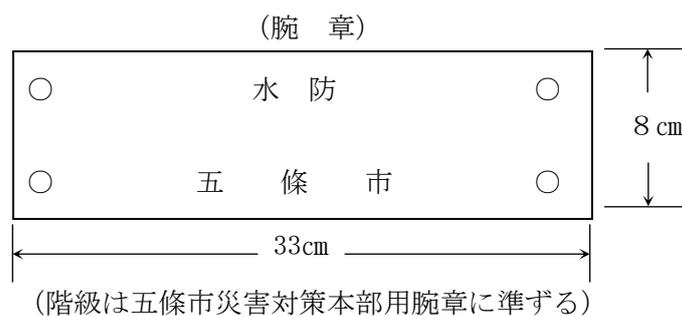
自動車ヘッドライト用

（注）上記すべてにつき、白地に水の字は赤色とする。

第2 身分証明書

水防法第49条第2項にいう身分証明書は、次のとおりである。

表	裏
<div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">第 号</div> <p style="text-align: center;">水防職員の証</p> <p>所 属</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日 交付</p> <p style="text-align: center;">五 條 市</p> <p>五 條 市 長 ㊟</p>	<p style="text-align: center;">心 得</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 記入以外の者の使用を禁ず。 2 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。 3 本証の身分を失ったときは直ちに本証を返還すること。 4 本証は、水防法第36条第2項による立入証である。
8 cm	6 cm



第18章 水防解除

水位が、はん濫注意水位（警戒水位）以下に減少し、水防作業及び警戒の必要がなくなったとき、水防管理者は、これを一般に周知させるとともに、五條土木事務所及び国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所五條出張所にその旨報告するものとする。

第 19 章 水防報告と水防記録

第 1 水防記録

水防管理者は、次の記録を作成し、保管しなければならない。

- 1 水防実施箇所、日時
- 2 水防作業の概要及び工法
- 3 被災概況及びその原因
- 4 人的災害、家屋災害、農業施設被害、公共土木施設被害
- 5 出動人員（各種団体ごと）
- 6 現場指揮者の職、氏名
- 7 所要経費
- 8 使用資材の内訳
- 9 水防法第28条第1項に基づき、水防現場において使用、収用若しくは処分した土地、土石、竹木、器具、資材、工作物等の所有者、種類、数量、場所及びその理由
- 10 水防法第29条に基づく立退き指示の状況及びその理由
- 11 水防従事者の死傷者の職、氏名、その原因及び手当
- 12 今後の水防活動に関する問題点
- 13 被災写真及び水防作業写真
- 14 水防実施箇所及び浸水区域を表示した図面

第 2 水防報告

水防管理者は、次の事項について、そのつど五條土木事務所長、また国土交通大臣の管理区間であれば国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所五條出張所長に報告するものとする。

- 1 水防団待機水位（通報水位）、はん濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- 2 水防作業を開始したとき。
- 3 水防警戒体制を解除したとき。
- 4 堤防、その他施設、河川占用物、危険区域に異常を発見したとき、その措置及び被災状況
- 5 水防法第29条に基づき、立退き指示をしたとき及びその理由
- 6 その他緊急報告を必要とする事項

第 3 水防活動終結後の報告等

水防管理者は、水防活動終結後遅滞なく様式 9-6 第 1 様式（「水防実施状況報告書」）により、五條土木事務所長に活動内容を報告するとともに、水防資材の使用状況を含めて、正確な水防記録を作成して、これを保管するものとする。

- 1 水防管理者は、水防を行った箇所ごとに様式 9-6 第 1 様式（「水防実施状況報告書」）を作成すること。
- 2 水防管理者は、五條土木事務所長に箇所ごとの報告書に集合表（様式 9-6 第 2 様式（「奈良県水防実施状況報告書（総括表）」）を利用して 2 部提出すること。

第4 活動内容の報告

水防管理者は、上記の報告のほか一四半期ごとの活動内容を第3様式により5日以内に、五條土木事務所長に報告すること。

第1様式、第2様式、第3様式については、「水防実施状況報告書作成要領」を参照（様式9-6参照）。

第5 被害状況調査及び報告

- 1 水防本部においては、各班別の被害状況は、各班において掌握するものとする。
- 2 水防本部機構の各班は、それぞれの所轄事項に関し掌握した被害状況を速やかに危機管理監に報告するものとする。
- 3 危機管理監は、各班から被害報告を受けたときは、検討のうえとりまとめて水防管理者に報告するものとする。
- 4 被害状況等の調査に当たっては、関係機関相互に連絡を密にし、脱漏・重複のないよう十分注意し、世帯員数等については、現地調査のほか、住民基本台帳等照合するなど正確を期すること。
- 5 その他被害状況の調査の応援協力機関並びに報告系統は、水害・土砂災害等編第2章第9節「被害状況の調査・報告計画」による。

第20章 応援並びに隣接市町村との協定

第1 警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認めるとき、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。(水防法第22条)

なお、水防管理者は、警察と連絡を緊密にし、緊急事態発生の場合の混乱を防ぐものとする。

第2 他の水防管理者等の応援

1 水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者又は市町村若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。(水防法第23条第1項)

2 応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄のもと行動するものとする。(水防法第23条第2項)

3 水防管理者は相互に水防作業、応援の派遣が円滑、迅速にできるよう近接管理団体と協定する。協定の内容は五條土木事務所に1部送付する。

第3 河川管理者の協力

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

1 水防管理団体に対して、河川に関する情報（吉野川、紀の川、丹生川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供

2 重要水防箇所の合同点検の実施

3 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

4 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供

5 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第4 自衛隊の派遣要請

水害・土砂災害等編第2章第15節「自衛隊への災害派遣要請依頼計画」に準じて要請する。

なお、水防管理者が知事（防災統括室）に要請依頼する場合は併せて五條土木事務所長に通知する。

第 2 1 章 通 信

第 1 県防災行政通信ネットワークシステムによる非常通信取扱い

奈良県防災行政通信ネットワークシステム運用管理規程、同運用要領に定める方法により運用する。

第 2 その他の通信施設

水害・土砂災害等編第 2 章第 12 節「通信運用計画」による。

第 2 2 章 災害補償

水防に従事したものに係る災害補償については、五條市消防団員等公務災害補償条例を準用するものとする。

第 2 3 章 水防訓練

水防に関する訓練は、消防職員及び団員等により毎年 1 回以上行うものとする。

第24章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

第1 浸水想定区域の設定

浸水想定区域は、国土交通省及び県が、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域について指定するもので、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深は公表され、五條市長にも通知される。

第2 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

市防災会議は、洪水予報河川、及び水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。また、浸水想定区域外においても、これに準じて定めるよう努めるものとする。

- 1 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- 2 指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 3 浸水想定区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者（要配慮者）が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

第3 洪水ハザードマップ

市長は、浸水想定区域をその区域に含むとき、市防災計画において定められた上記第2-1～3に掲げる事項（土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域をその区域に含むときは、同法第7条第3項に規定する事項のうち洪水時において同法第2条に規定する土砂災害を防止するため必要と認められる事項を含む。）を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するものとする。

また、市は、洪水ハザードマップに記載した事項をホームページへの掲載その他適切な方法により、住民が提供を受けることができる状態にしておくものとする。

第25章 水防協力団体

第1 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体（市）は、下記に規定する業務を適正かつ確実にを行う事ができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令に定める団体からの申請により、水防協力団体として指定することができる。

また、水防管理団体は、水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するために水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。

なお、水防管理団体は、必要に応じて水防協力団体に対し、その業務の実施に関し、必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

第2 水防協力団体の業務

- 1 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- 2 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- 3 水防に関する調査研究
- 4 水防に関する知識の普及、啓発
- 5 前各号に附帯する業務

第3 水防協力団体の水防団との連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携のもとに前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

第4 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理団体は、水防協力団体指定要領を作成し、水防協力団体の申請があった場合は、指定要領を参考として指定することとする。また、指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるように、活動実施要領の内容を水防管理団体の水防計画に規定する。